

平成29年11月30日
市川市第
号

工事について

次のとおり一般競争入札を実施するので公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 営業施設の新設工事
- (2) 工事場所 千葉県市川市相久1丁目10-8, 1F
- (3) 工事期限 2018年2月21日～3月16日
- (4) 工事概要

本工事は 営業所の新設や内装
ア 主な工事
イ 規模及び構造
ウ その他

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定するもののほか、次に掲げるいずれかに該当しない者であること

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前6ヶ月以内に、手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更正法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

エ この公告の日から入札執行日までの間ににおいて、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格外の措置を受ける者

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

カ 公告日前3ヶ月以内に、市川市が発注する建設工事について工事完成検査評定通知書により60点未満の通知を受けている者

キ 中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもののが入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人

ク 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係があ

る建設業者

ケ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人との関係がある者

コ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1款の規定による許可を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。
サ 以下に定める届出の義務を履行していない者。

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (エ) 平成・年度の市川市入札参加業者適格者名簿に登載されている者
- (3) 本市の 工事の格付等級が「」ランクの者
- (4) 過去15年間に 工事を施工した実績がある者
- (5) 工事の管理実績のある監理技術者を本工事に専任で配置できる者

3 入札参加申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならぬい。

- (1) 申請期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 申請場所 財政部契約課
- (4) 申請方法 次の書類を申請期間内に持参のうえ提出する。なお、申請用紙は、公告日から申請締切日までの間、契約課で配付する。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（市指定用紙）
 - イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
 - ウ 誓約書（市指定用紙）
- (5) 提出書類の編さん方法
ア ファイルはA4S（色）を使用し表紙及び背表紙には、会社名及び本工事名を記入すること。
イ 繰じ方は、(4)ア、イ、ウの順に継じること。
ウ 提出部数は1部。
- (6) 入札参加資格の有無
ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、平成 年 月 日までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、特に連絡はしないので、アの電話連絡がない場合には、次のとおり「一般競争入札参加資格者証」の交付並びに「委任状」及び「入札書」の配付を受けること。

- (ア)場所 財政部契約課
- (イ)期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(イ) 交付時間 午前9時から午後5時まで

4 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所 ヤマトヤ和人://ヤード

(2) 日時 平成29年12月18日

6 設計図書等の閲覧・貸出及び質問

入札参加資格が「有り」と確認された者に設計図書等の閲覧・貸出を次のとおり行う。

(1) 閲覧・貸出期間 平成29年11月30日(木)～平成29年12月3日(水)

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 閲覧・貸出時間 午前9時から午後5時まで

ヤマトヤ和人://ヤード内

設計図書等の閲覧・貸出の申込は 課に電話予約す

ること。また、返却は指定日時に従うこと。

(5) 設計図書等に対する質問 書面にて次のとおり行うこと。

ア 提出日時 平成29年11月30日(木)午前9時から午後5時まで
イ 提出先 課
ウ 回答期日 平成29年12月3日(水)に書面にて行う。

7 入札について

(1) 入札金額の記載方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額
(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とする。

なお、落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とする。

(2) 入札に関する注意事項

ア 入札前に「一般競争入札参加資格者証」を提示すること。

イ 代理人又は復代理人により入札をする場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には、本人の記名とともに代理人又は復代理人が記名、押印すること。

なお、委任状は、代理人又は復代理人の印では修正できない。

ウ 第1回目の入札に際し、内訳書を提出すること。

内訳書の様式は、任意とし、細目までの金額を明示すること。

エ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

オ 予定価格以内の最低価格の入札をしたものを作成する。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

つて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

カ 予定価格以内の入札をした者がないとときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。ただし、「一般競争入札参加資格者証」の交付を受けたものが、1人である場合及び入札者が1人となつた場合は、再度の入札は行わないものとする。

キ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

ク 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

(3) 入札の無効

- ア 参加資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人又は復代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札
- エ 入札内容を表示せず、また、一定の金額をもつて価格を表示していない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2入札参加者以上の代理をした者の入札
- ク 郵便、電報及び電話による入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約の締結について

- (1) 契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金（市が定めた有価証券等の担保による代用も可とする。）を納めなければならない。ただし、履行保証保険に加入すること又は公共工事履行保証証券の発行を受けることにより、これを免除する。
- (2) 本件は議会の議決を要するので、仮契約を締結し、議決を受けたときに本契約が成立する。
- (3) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (4) 部分払の回数は5回以内とする。
- (5) 前金払は、円を限度として、請求により請負金額の100分の40以内を支払う。
- (6) 中間前金払は、工事の中間段階において、当初の前金払と併せ　円を限度として、請求により請負金額の100分の20以内を支払う。

9 入札の参加制限

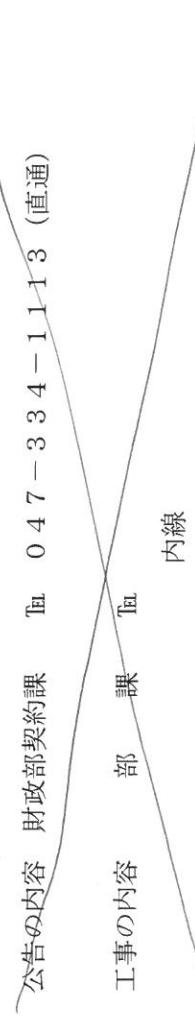
本工事の入札前において次の工事を落札した者は、本工事の入札には参加できない。

- (1) 工事
- (2) 工事

10 その他

- (1) 入札参加資格確認資料作成の説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 提出された入札参加資格確認資料の事情聴取は、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合を除き、実施しない。
- (3) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (4) 落札者は、下請を利用する場合は、可能な限り市内業者を利用するものとする。

11 問い合わせ先



〒110-0014 東京都千代田区北新宿
北國ハヤシ
047-398-2113
090-8404-1535